

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
のときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 天神川流域下水道条例の施行期日を定める規則
- ◇ 訓 令 鳥取県県行造林施行手続を廃止する訓令
- ◇ 告 示 保険医の登録  
保安林の指定の解除予定  
一般国道の区域の変更  
県道の区域の変更  
一般国道の供用の開始  
県道の供用の開始
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

天神川流域下水道条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十七号

天神川流域下水道条例の施行期日を定める規則

天神川流域下水道条例(昭和五十八年三月鳥取県条例第一号)の施行期日は、昭和五十九年一月二十日とする。

## 訓 令

### 鳥取県訓令第三号

鳥取県県行造林施行手続を廃止する訓令を次のように定める。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県県行造林施行手続を廃止する訓令

鳥取県県行造林施行手続(昭和二十四年二月鳥取県訓令甲第四号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年十二月九日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
馬 野 育 次	鳥医第三、〇〇四号	昭和五十八年十一月十六日
中 村 勇 夫	鳥医第三、〇〇五号	〃

鳥取県告示第六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字不動山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十八年十二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
一八〇号	日野郡日野町本郷字行岸詰二二三 四一―地先から同町根雨字ヲソコ エ七〇六一―地先まで	変更前	一九・三	二五・〇	一八・二
		変更後	二二・五	二八・八	一八・二
一八一号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ七一 〇地先から同字七〇七地先まで	変更前	三〇・九	三七・〇	一七・〇
		変更後	二九・二	三六・〇	一七・〇

鳥取県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年十二月九日から二週間鳥取県土木部道路  
 課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
新見日南線	日野郡日南町中石見字神戸道上三 二九一―地先から同町中石見字西 山一四三六一―地先まで	変更前	七・二	二二・五	三〇四・〇
		変更後	一〇・〇	二一・五	二八〇・〇

大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字四方垣一一八 七―地先から同町豊房字本島九 三九―三地先まで		変更前	変更後
	四・〇	九・六	四・〇	九・六
五・六	五・六	五・六	五・六	
五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	

鳥取県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、  
 次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年十二月九日から二週間鳥取県土木部道路  
 課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八〇号	日野郡日野町本郷字行岸詰二二三四 一―地先から同町根雨字ヲソコエ七 〇六一―地先まで	昭和五十八年十二月九日
一八一号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ七一〇 地先から同字七〇七地先まで	

鳥取県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和五十八年十二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
新見日南線	日野郡日南町中石見字神戸道上三三九 — 一 地先から同町中石見字西山一四三六 — 一 地先まで	昭和五十八年十二月九日
大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字四方垣一一八七 — 一 地先から同町豊房字本畠九三九 — 一 三 地先まで	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四百十八号

昭和五十八年第十八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年十二月十二日（月）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】